

朝日講座 媒介メディアのつくる世界 5
27.10.12 鈴木淳 (文学部日本史)

戸長というメディア : 文明開化の伝え方

文明開化

Civilisation 福沢諭吉『西洋事情 外編』巻之一 (慶応4) 英書翻訳
斎藤直「文明開化とその時代」『岩波講座日本歴史』第15巻 (2014)

近日里俗の歌に、半髪頭をたたいてみれば因循姑息の音がする。惣髪頭をたたいてみれば王政復古の音がする。ジャンギリ頭をたたいてみれば文明開化の音がすると。
(岡部啓五郎『文明開化評林』明治8年1875、明治4年の項)

明治4年4月 戸籍法 (5年2月施行) 7月 廃藩置県
5年2月 地券渡方規則 4月三条教則 8月 学制、時価石代納 11月 徴兵告諭
6年1月 徴兵令 2月 証券印税規則 7月 地租改正条例、各地方違式註違条例
10月大・中教院規則

『太政官日誌』慶応4~明治10 6600部 『参考書誌研究』2号 佐久間信子論文1971年
『東京日日新聞』明治5年2月~6年に4850部 佐々木隆『日本の近代14メディアと権力』中公

戸長

明治4年4月 戸籍法で戸籍区に戸長・副 区の規模、人数基準不明確
5年4月 庄屋・名主・年寄等を戸長・副戸長と改称 当時約8万町村
6年ころ 府県ごと大区・小区制 戸長・副戸長の位置はさまざま 8千小区
11年7月 郡区町村編制法で町村に1名、連合可 13年7万町村3万3千戸長
17年5月 500戸標準の連合戸長役場、官選 22年市制町村制で北海道以外廃止
松沢裕作『町村合併から生まれた日本近代: 明治の経験』講談社メチエ、2013年

当初府県により準官吏、6年12月人民、7年3月準等外官、15年12月準判任官
=郵便取扱役

戸長の役割

明治5~6年ころ 新制度・理念の普及 筆写 → 活版印刷の導入
明治7~10年ころ 新制度に基づく地租改正、小学校開設などの実行 地方民会

明治11年以降 町村行政の担い手 府県会議員 民権家 実業家など

武士の時代から戸長の時代へ

5~10年ころにメディアとして機能した人々が、10年代以降その理念を体して
政府を批判しつつ、国家を支える。20年代には衆議院議員やその選挙権者

- 戸長副事務章程
- 第一條 御布達向ヲ小前へ廻達スル事
- 第二條 町村内諸顧問等検査奥印ノ事
- 第三條 小前末々へ御布達向説諭ノ事
- 第四條 火盜博奕等警備ノ事
- 第五條 貢米及石代金等小前へ割賦ノ事
- 第六條 同上取立方並上納方取扱ノ事
- 第七條 御検見帳仕立並内見取計方ノ事
- 第八條 田畑屋敷及山林原野質屋地又ハ賣買ノ節検査奥印ノ事
- 第九條 屋敷地並不毛無税地取調ノ事
- 第十條 耕地取調ノ事
- 第十一條 郷倉出入取調ノ事
- 第十二條 川除水埋堤防並入費受拂ノ事
- 第十三條 田地用水修繕ノ事
- 第十四條 開墾場取調ノ事
- 第十五條 桑茶植付方ノ事
- 第十六條 戸籍取調ノ事
- 第十七條 入籍送籍出生死亡寄留等取調ノ事
- 第十八條 変死人届方ノ事
- 第十九條 道路橋梁修繕ノ事
- 第二十條 陸運人馬取計方ノ事
- 第二十一條 御用向記録ノ事
- 第二十二條 進達向筆記ノ事
- 第二十三條 年中町村失費割賦ノ事

- 第一 布告布達ヲ町村内ニ示ス事
- 第二 地租及諸税ヲ取調メ上納スル事
- 第三 戸籍ノ事
- 第四 徴兵下廻ノ事
- 第五 地所建物船舶買入書入減ニ賣買ニ奥書加申ノ事
- 第六 地券登記ノ事
- 第七 迷子拾見及ヒ行旅病人變死人其他事變アルトキハ警察署ニ報知ノ事
- 第八 天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具狀スル事
- 第九 孝子節婦其他篤行ノ者ヲ具狀スル事
- 第十 町村ノ幼童就學義務ノ事
- 第十一 町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整理スル事
- 第十二 諸帳簿保存管守ノ事
- 第十三 官費府縣費ニ係ル河港道路堤防橋梁其他修繕保存スルキ物ニ就キ利害ヲ具狀スル事
- 右ノ外府知事縣令又ハ郡區長ヨリ命令スル所ノ事務ハ規則又ハ命令ニ依テ従事スルキ事
- 其他町村限リ道路橋梁用水ノ修繕掃除等凡ソ協議費ヲ以テ支辨スル事件ヲ除キテ此ニ據ル所ノ限ニ在リ

史料2

明治十一年 (1878) 太政官達 第三十二号 府県官職制の一部
(『法令全書』)

史料1

明治六年 (1873) 一月 山形県区戸長及副等級事務章程の一部
(『山形県史』 局員『山形県史資料篇一明治初期上』 同頁、昭和35年)

明治四年十一月置賜県 旧米沢藩

五年二月 29日に各里正兼戸長、小里正兼副戸長

六年四月 6大区 28小区 6大区長 小区戸長 副戸長

開選長(1839-1918 福井) 六年四月参事、二月権令

八月分3判任官に他県人を任用

史料3

本縣旧藩主大藩ノ末タルヲ以テ政體自然一家ノ規模ヲ成ヌ中葉ニ至リ封内頓ニ衰弊士民日ニ窮乏ニ趣キ候節不得止素朴ヲ以テ民俗ヲ勸誘教導加之山間僻地都下普通ノ形勢ヲ聞知スル能ハス蠻野ノ俗鄙陋ノ風慣習ノ久シキ上下恬然相安居候得共今ヤ更始一新万機朝政ニ出テ迎迎一家四海同軌ノ今日猶是迄ノ通陋俗自是トシ因循不相改ニ於テハ上聖世ノ民タルニ背キ下人民ノ常道ニ反シ現ニ人民ヲ主宰スル地方ノ官ニシテ決シテ度外ニ置クノ理ナシ開化ノ靈賊文明ノ瑕疵實ニ可憐ノ事ニ候奈民風改正ノ事件追々可相違候間各區々長正副戸長節ト形勢事體ヲ勘弁シ精々注意區内無漏告示可致候事

明治六年十月十九日

史料4 各區巡回趣意書取

義臣本縣赴任以來乍不及日夜勉勵縣治改正ニ從事セシハ全ク上維新ノ朝意ヲ奉シ下人民主宰ノ職掌ヲ盡シ遠ニ風俗ヲ正シ治績ヲ擧ケン為メナリ而ルニ管下實地ノ景況ニ疎ナレハ或ハ萬一ノ誤失アルヲ恐レ今般各區ヲ巡回シ其實際ヲ視察シ隨テ區戸長以下村吏ト親ク當務ノ可否ヲ議シ以テ施政ノ方向ヲ補助スルアラントス依テ其大目ヲ揭ケ告諭スル左ノ如シ區長戸長以下村吏タルモノ何レモ人民ノ長タル職ニシテ即チ令参事ト大小差異アル而已ト云フモ可ナリ其實亦難カラサヤ上官省ノ御趣意ヲ躰シ下之ヲ人民ニ配達貫徹セシメ而テ陋習ヲ去リ情風ヲ警メ一夫モ其所ヲ得サルナク各自營業ニ勉強シ其自主ノ權利ヲ保全セシムヘキ様世話可致事

- 10 境界ヲ正シ區名村名里數ヲ明ニシ戸數人員ヲ詳ニスルハ人民ヲ保護スル政務上ノ緊要ナル所ナレハ區村境界等ノ標木毎戸戸籍職分表等無漏漏掲出致シ其他戸籍御規則ニ基キ生死出入等精密ニ取扱可申事
- 15 邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナキ横澤仁ノ朝旨ハ人民ヲシテ身ヲ修メ智ヲ開キ才藝ヲ長シ忠孝ノ道ヲ辨ヘ以テ自主ノ權利ヲ得セシムヘキ基礎ナレハ各等精々盡力シ學校ヲ興シ區内子弟男女無漏學問ニ就カシメ教育ノ道ヲ盡スヘキ事
- 20 教院ヲ置キ三則ノ大綱願ヲ立ラレ説教ノ道ヲ開カレ候儀ハ從來皇國教導ノ設ナク外國浮屠ノ法浸染シ各種派立教法ヲ主張シ民心各自惑溺スルノ弊ヲ除カレ其方向ヲ一ニシ心志ヲ定メラレ候事ニ付常業ノ餘暇必ス聰問ニ罷出候様可為致事
- 25 徵兵令御發行ノ儀ハ從來士民區別ノ善弊ヲ除カレ海内人民タルノ義務均フシ兵民無別ノ古典ニ法ラレ全國護衛ノ道ヲ盡サレ候儀ハ兼

48 盜賊惡徒博奕ノモノハ勿論其他御法度ノ儀相犯スモノ有之ニ於テハ速ニ可届出事

50 男女別ナキ風俗敗壞ノ甚ニ付能々注意シ小前末々迄屹度嚴禁ヲ加ヘ候様可為致事

不平不服或ハ漫ニ政弊等ヲ誹謗スルモノアラハ懇ニ其原由ヲ曉問シ説諭ヲ加ヘ尙事柄ニヨリ可訴出事

55 右ノ條件篤ク相心得細民婦女子ニ至ル迄遺漏ナク相示シ誤解疑惑ノ念ナク執心遵行候様懇諭スヘキモノナリ

明治七年一月七日

史料5

同二十八日區戸長ヲ縣廳ニ會集シ去十四日岩倉右大臣負傷セラル管內士民流言浮説ニ惑ヒ暴激ノ舉動アラサル様盡力スヘキ旨ヲ説諭ス

(七年四月)

同二十九日高山政康區戸長ヲ會集シ各種規則御改定ノ事ヲ説諭ス曾テ掛員ヲ派出シ巡回説諭セシムルト雖トモ民間苦情少カラス出候ノ時ニ至ラハ動搖モ計カタク景況アルヲ以テナリ

- 24 テ廢論ノ通ニ付苟モ人民タルモノ篤ク遵奉シ決シテ誤解惑致スヘカラス相互ニ奮發服事可為致事
- 地券御發行ノ儀ハ地所境界從來ノ不昧裁ヲ正シ地所ノ私有物タル確證ヲ得テ即チ荒蕪地モ其力次第美田トナシ人ノ田畑ヲモ勝手ニ買得セラルヘキノ良則ナレハ各新意ヲ了解シ田畑屋敷地山林林場等段別木數其他總テ真實ニ取調候様可為致事
- 30 證券印紙稅御發行ノ儀ハ凡ソ人民上賈賈借貸讓受渡ノ金錢百物ヲシテ不正不信ノ流弊ヲ防遏シ他日苦説橫議生セサル確實タル美法ニ付人民ニ於テ御趣意ヲ奉躰シ無漏無之様注意可為致事
- 定石代賤石代御廢止ノ儀ハ凡海内農民幸不幸ノ租ナク公平公道ノ時務タルヲ以テ即チ地租改正ノ措梯タル節ニモ有之先般詳悉告諭ノ通
- 35 辨知シ決シテ不平ヲ鳴サス疑念ヲ抱カス定額通り賣租出精可為致事
- 地租改正ノ儀ハ從來独り農稅ヲ重クスルノ不公平ヲ改正シ凡土地人間萬物百事無遺脫取稅齊一ニスヘキ仁愛ノ御深意ナレハ追々着手施行スヘキ旨ニ付其心得可罷在事
- 40 道路橋梁ヲ修築掃除スルハ行旅牛馬ノ往來ヲ便ニシ物品運輸ノ道ヲ盛ニシ又勿論自他ノ幸福タル義務ナレハ官道ハ一區或ハ各村組合間道ハ一村申合等ノ方法ヲ設ケ追々修理ヲ加ヘ無懈怠掃除可為致事
- 進式條例御發行ノ儀ハ人民ノ懶惰ヲ戒メ風俗ヲ矯メ人身ノ健康保全ヲ圖ルヘキ御趣意ナレハ能ク此意ヲ悟リ怠慢ナク注意可為致事
- 官省御布告當縣觸書等ハ悉皆人民ヲ保護裁制スルノ外ナラス而シテ
- 45 開化文明ノ域ニ導致スルモノナレハ兼テ觸示ノ通り厚ク注意シ配達刻限規則ノ如ク猶豫ナク順次民間ニ配達シ細民婦女兒ニ至ル迄不漏
- 47 様可相示事